(その1)



収 支 報 告 書

令 和 4 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	すずきしげゆきこうえんかい	政治団体の区分
1 政治団体の名称	鈴木しげゆき後援会	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第 □ 政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体
2 主 た る 事 務 所 2 の 所 在 地_	東田川郡三川町大字猪子字地 神木150-3	□政治資金団体 ☑その他の政治団体 □その他の政治団体の支部
3 代表者の氏名	五十嵐 慶一	活動区域の区分 □ 2以上の都道府県の区域等 ☑ 同一の都道府県の区域内
- 4 会 計 貴 任 者 の 氏 名_	五十嵐 孝治	資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分 □ 有 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 □ 無 1号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	鈴木 恵	公職の種類 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 の届出をした □ のお資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(電話) 0235-66-	2995	古 の 氏 名
		資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
(電話)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

収支の状況

1 収支の総括表

収	入	総	額		0	H
	(前年	からの	繰越額)		0	
	(本年	の収入	額)		0	
支	出	総	額		0	
翌:	年への)繰声	逑 額		0	

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人0	の負担する党費又は会	
金	額	Ħ
員	数	Х.

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(マ) 何しかこの宝砂	円 円	
(ア) 個人からの寄附		
(うち特定寄附))	
(イ)法人その他の団体からの寄附		
(ウ)政治団体からの寄附		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(
イ 政党匿名寄附		
合計(ア+イ)		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	Ø	有	無																
					資 産	等	の項	目	別	区	分								有	無	備考
ア	土																	地		Ŋ	
1	建																	物		Ø	
ゥ	建	物の	所	有を	目的	بے	する	地	上	権	又	は	土	地	の	賃	借	権		Ø	
エ	取	得	の	価 格	が	1	0	0	万	円	3	<u> </u>	超	え	į	5	動	産		Ø	
オ	預	金(普	通 預	金及び	当座預	金 :	を除く		Z	くは	貯 金	(-	普通	貯	金を	除	< 。)		Ø	
カ	金				銭	•		<u> </u>			信							託		Ø	
+	有	·			価						証		4					券		Ø	
ク	出		資	<u> </u>	E	-		ょ			る			†	を			利		Ø	·
ケ	貸	付券	もご	との	残高	が	1	0	0	万	円	を	超	え	る	貸	付	金		Ø	
	支	払	われ	た	金額	が	1	0	0	万	円	を	起	3 ;	₹	る	敷	金		Ø	
サ	取	得の	価格	が 1	0 0 2	5 円	を起	え	る	施言	み の	利	用	1=	関	する	5 権	利		Ø	
シ	借	入步	も ご	との	残	が	1	0	0	万	円	を	超	え	る	借	入	金		Ø	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 2月 1日

政治団体の名称

鈴木しげゆき後援会

会計責任者の氏名

五+ 嵐孝治

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。